

## 別表十の二（二）の記載の仕方

### 1 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2及び3についても、同じです。）。

(2) 「譲渡資産の帳簿価額<sup>12</sup>」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

### 2 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の74（特

定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）、第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）、第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）又は第68条の76の2（特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「事業施行者等の名称<sup>23</sup>」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合には、記載しません。

(3) 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日<sup>24</sup>」の「( . . . )」には、措置法第68条の76の2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をした特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。

### 3 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。